

事務局説明資料：令和4年度廿日市市成年後見セミナー
「廿日市市成年後見利用促進センターの機能と活用」について

<説明者> 廿日市市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護係
廿日市市成年後見利用促進センター 主任 中村 真和

○ 主な内容

- I 成年後見利用促進センターの生い立ち
- II 成年後見利用促進センターの4つ機能
- III 成年後見利用促進センターを活用する3つのタイミング
- IV 成年後見利用促進センターからのお願い

I 成年後見利用促進センターの生い立ち: 令和4年5月2日(月)にオープンしました！

II 成年後見利用促進センターの4つの機能

- ① **広報、啓発機能:** 成年後見制度に関する広報。地域における出前講座、専門職に対する研修会等の実施など
- ② **相談機能:** 市民や専門職、相談支援機関からの相談対応
- ③ **利用促進機能:** ニーズの把握、市民後見人養成講座の実施、申し立て書類作成の軽微な援助
- ④ **後見人支援機能:** 親族後見人の相談会実施、後見人等の支援体制の構築

III 成年後見利用促進センターを活用する3つのタイミング

- ① 権利擁護支援の検討に関する場面（制度サービスの利用前）
「それっていつ？」
⇒ ご自身（ご本人）が、手伝ってくれる人（ご家族、成年後見人等）に**「思いを伝える力がある間」** = 伝えられなくなる前に
- ② 成年後見制度の開始までの場面（申し立ての準備から後見人の選任まで）
- ③ 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）

【成年後見利用促進センターが目指すこと】

- ① 権利擁護支援を必要としている人が、適切な時期に、適切な人や制度につながる地域づくり。
- ② 権利擁護支援の活動をしている人をサポートする体制作り。

別紙「**図：成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標**」参照

【参考】定義：権利擁護支援（第二期成年後見制度利用促進基本計画から抜粋）

権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義することができる。

【振り返り】 制度の概要

➡「法定後見制度」は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。

窓口：広島家庭裁判所成年後見係（中区上八丁堀）☎ 082-228-0563

➡「任意後見制度」は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組み。

窓口：広島公証人合同役場（中区中町）☎ 082-247-7277

➡ 日常生活自立支援事業「かけはし」は、高齢であることや障害があることで、介護保険をはじめ各種の福祉サービス利用の判断がつきにくい場合や、それに伴う日常的な金銭や通帳などの管理について不安がある人のお手伝いをする仕組み。

窓口：廿日市市社会福祉協議会全事務所

IV 成年後見利用促進センターからのお願い：発見と早期相談にご協力をお願いします！（「どうしようもない」という状態になる前に・・・）

☆1 先ずはご自身：誰かとつながっていることが大切

☆2 ご家族：気になる家族がおられたら、早めにお話を聞いて、つながっていただきたい。

☆3 お知り合い：お互いがつながっていること、気になる仲であることが大切。お友達、仲間などで気になる方の相談に乗ってほしい。

➡ ご自身、ご家族だけで対応できないとき、わからないことが出てきたときは、お気軽に**いつでも**ご相談ください。

【相談先、つなぎ先（いつでもご相談ください）】

☆ 高齢部門 → 各地域包括支援センター、市各支所

☆ 障がい部門 → 障がい福祉相談センターきらりあ（20-0224）、障害福祉課、市各支所

☆ 子ども部門 → 子育て応援室、市各支所

☆ 成年後見制度について内容や手続きを知りたい

→ 成年後見利用促進センター（20-5176）

☆ どの分野か限定できないが相談してみたい、何か支援が必要

→ 廿日市市社会福祉協議会各事務所

○ おしらせ：専門相談会の実施について

【場所】山崎本社みんなのあいプラザ 廿日市市社会福祉協議会相談室

【相談できる内容】成年後見制度の内容や手続き、権利が護られていない人への支援について等

【時間】13時～16時

【お申込み、お問合わせ先】廿日市市成年後見利用促進センター ☎20-5176

【相談会の日程（1人30分、要予約）】

開催日	相談員	申込受付
令和4年11月30日(水)	司法書士	10/1～
令和4年12月21日(水)	社会福祉士	11/1～
令和5年1月25日(水)	社会福祉士	12/1～
令和5年2月22日(水)	司法書士	1/4～